第 5 章　配慮書における計画段階配慮事項ごとの調査，予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査，予測及び評価の手法を表 5-1 に示す。

計画段階配慮事項に係る調査は，既存資料に基づき表 5-1 の「検討対象」の位置・分布を把握し，図 5-1 に調査の結果として記載した。予測では，表 5-3 に回避の状況を記載し，環境の状況の変化を把握した。

複数案のルート設定にあたっては，空港が近接していることから，航空法による高さ制限など航空機の安全な運航に配慮するとともに，事業効果及び環境，災害などの道路整備による影響等を踏まえて総合的に比較検討し，表 5-2 及び図 5-1 に示すルートを選定した。

案ごとに選定された環境要素の影響の程度は，表 5-3 に示すとおりである。

道路を計画する際に重視すべきであると住民等が考えている騒音，大気質については，案 1（高架案），案 3（迂回案）よりも，案 2（トンネル案）の方が影響を与える可能性は小さいと評価する。

動物については全ての案で影響の可能性があると評価する。

植物，生態系については全ての案で影響を与える可能性は小さいと評価する。

そこで，具体的なルートの位置や道路構造等を決定する段階においては，出来る限り住居や動物の重要な生息地等に配慮して計画する。

なお，各検討対象について，回避が困難又は，必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には，今後の環境影響評価の中で調査，予測及び評価を行い，必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

表 5-1　計画段階配慮事項に係る調査，予測及び評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質 騒　音	住居系土地利用等※1	既存資料を用いて把握する方法	住居系土地利用と複数案との位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は低減の状況を比較・整理する方法
動　物	重要な種の生息地※2	既存資料を用いて把握する方法	重要な種の生息地と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法
植　物	重要な種・群落の生育地※3	既存資料を用いて把握する方法	重要な種・群落の生育地と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法
生態系	生態系の保全上重要であり，まとまって存在する自然環境※4	既存資料を用いて把握する方法	まとまって存在する自然環境と複数案の位置関係を把握し予測する方法	複数案ごとに環境影響の回避又は通過及び分断の状況を比較・整理する方法

注）住民系土地利用等の状況や重要な種の生息地等は図 5-1 に示す。
　　住民系土地利用：住居，学校，病院を示す。
※1）住民系土地利用等の既存資料調査：「平成 22 年度国勢調査」（総務省），
「福岡都市計画総括図」（平成 27 年 3 月），「平成 27 年度教育便覧」（平成 27 年），
「幼稚園を探そう」（平成 27 年），「社会福祉手帳」（平成 27 年），
「福岡県病院名簿」（平成 27 年），「福岡市都市計画基礎調査」（平成 24 年）
※2）重要な種の生息地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年）
※3）重要な種・群落の生息地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年），
「第 6 回・第 7 回　自然環境保全基礎調査　植生図　福岡・福岡南部」（平成 12 年）
※4）まとまって存在する自然環境の既存資料：「福岡都市計画総括図」（平成 27 年 3 月）

表 5-2　複数案の概要

複数案		ルートの概要		
既存道路の活用案	案1（高架案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら，国道3号空港口交差点を高架橋で立体交差し，国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート	国道3号空港口交差点について，高架橋で立体交差 ※ただし，高さ制限と道路空間との離隔が殆どない。	延長約２ｋｍ
	案2（トンネル案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら，国道3号空港口交差点をトンネルで立体交差し，国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート	国道3号空港口交差点について，トンネルで立体交差	
迂回案	案3（迂回案）	空港の高さ制限と道路空間との離隔を確保しながら，国道3号を高架橋で立体交差し，国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート	高架橋が空港から離れることで，案1と比べ，高さ制限と道路空間との離隔を確保できる	延長約２．５ｋｍ

表 5-3　計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階配慮事項	案1	案2	案3
大気質	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するが，既存道路空間を活用することから，大気質の影響は概ね回避するものと予測する。 沿道の大気質に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を通過するが，既存道路空間の活用及びトンネル化により，大気質の影響は概ね回避するものと予測する。 沿道の大気質に影響を与える可能性については，案1，案3よりも小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するが，既存道路空間を活用することから，大気質の影響は概ね回避するものと予測する。 沿道の大気質に影響を与える可能性は小さいと評価する。
騒　音	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するものと予測する。 沿道の騒音に影響を与える可能性があると評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を通過するが，一部トンネル化により，騒音の影響は回避するものと予測する。 沿道の騒音に影響を与える可能性については，案1，案3よりも小さいと評価する。	本ルートは住居系土地利用の地域を高架橋で通過するものと予測する。 沿道の騒音に影響を与える可能性があると評価する。
動　物	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。 動物の生息環境に影響を与える可能性があると評価する。	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。 動物の生息環境に影響を与える可能性があると評価する。	本ルートは重要な動物の生息地である吉塚新川を通過するものと予測する。 動物の生息環境に影響を与える可能性があると評価する。
植　物	本ルートは重要な植物の生育地から離れており，植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは重要な植物の生育地から離れており，植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは重要な植物の生育地から離れており，植物の生育環境に影響を与える可能性は小さいと評価する。
生態系	本ルートは生態系の保全上重要であって，まとまって存在する自然環境から離れており，生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは生態系の保全上重要であって，まとまって存在する自然環境から離れており，生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。	本ルートは生態系の保全上重要であって，まとまって存在する自然環境から離れており，生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。

注）住居系土地利用：住居，学校，病院を示す。
　　重要な動物：オオヨシキリ，メダカを示す。
　　まとまって存在する自然環境：風致地区，特別緑地保全地区を示す。

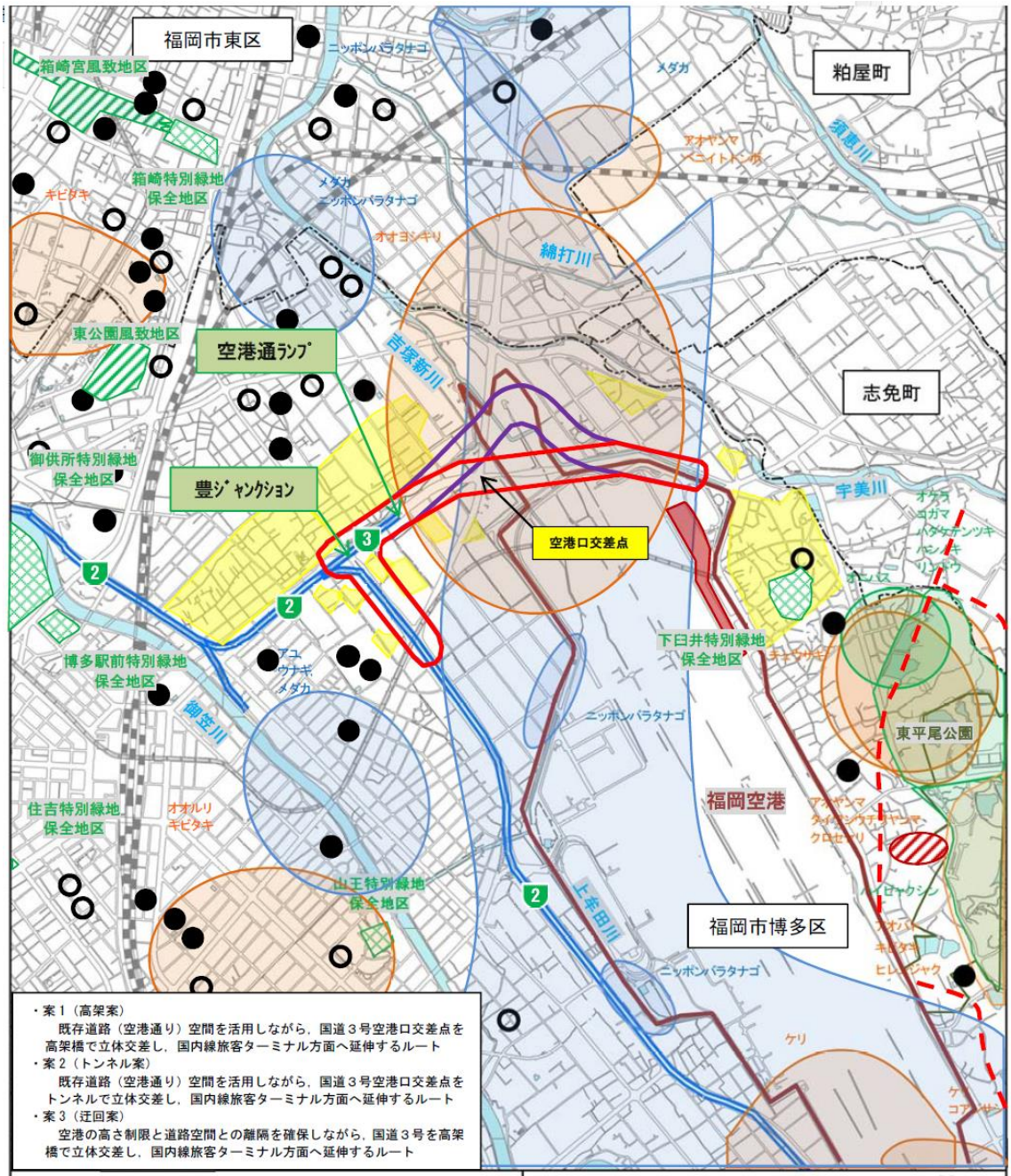

図 5-1　ルートの概要及び計画段階配慮事項の調査結果

第 6 章　配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第 38 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 3 条の 6 に基づき，（仮称）福岡都市計画道路１・４・３号都市高速道路３号線延伸事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について国土交通大臣の意見が，平成 27 年 12 月 11 日に述べられた。

配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解は表 6-1 のとおりである。

表 6-1(1)　配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の見解
１．対象事業実施区域の設定	
今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては，環境の保全上重要と考えられる以下①～④の区域について，事業の影響を回避又は極力低減すること。特に，豊ジャンクション周辺は，以下①及び②が集中して立地している区域に隣接することから，十分配慮すること。 ①学校，病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，社会福祉施設等を含む。） ② 住居 ③ 重要な動物の生息地 ④ 大井中央公園，榎田中央公園	都市計画対象道路事業実施区域の設定に当たっては，環境の保全上重要と考えられる区域について，実行可能な範囲内で回避又は低減している。 また，今後の詳細なルートや構造の検討に当たっても，環境の保全上重要と考えられる区域について実行可能な範囲で配慮して検討を進める。
２．環境影響評価の項目の選定	
設定した対象事業実施区域又はその周囲において，上記の１．①～④の重要な保全対象が存在する場合には，環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし，本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質，騒音，振動，水質，地形及び地質，日照阻害，動物，植物，生態系，景観，人と自然との触れ合いの活動の場，廃棄物等その他環境要素に係る項目から，環境影響評価の項目を適切に選定すること。	環境影響評価の項目の選定に当たっては，事業特性及び設定した都市計画対象事業実施区域又はその周囲における重要な保全対象などの地域特性を考慮し，適切に選定した。
３．各論	
今後の詳細なルート・構造の検討並びに上記の２．を踏まえた方法書以降の調査，予測及び評価に当たっては，以下について，特に留意すること。	ルート・構造の検討において，概略計画（ルート）については，市民意見等聴取結果，福岡空港関連自動車専用道路計画策定プロセス第三者委員会の意見及び配慮書の意見を勘案しつつ，複数案の比較評価について，社会面，経済面，環境面等の様々な観点から総合的に判断し，トンネル案を採用した。 また，今後の詳細なルートや構造の検討並びに方法書以降の調査，予測及び評価に当たっては，以下について留意することとし，各項目で整理した。

表 6-1(2)　配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の見解
（１）大気質	
本ルート周辺の地域は，近年，浮遊粒子状物質が環境基準を達成しない状況が確認されており，本事業の実施に伴うルート帯及びその周辺に立地する住居等の保全対象（以下「ルート帯周辺の保全対象」という。）への自動車排気ガスの影響を回避・低減するため，詳細なルート・構造の検討に当たっては，以下（ｉ）及び（ⅱ）に特に留意するとともに，方法書以降の手続きにおいては，必要な調査を実施した上で，予測及び評価を行い，適切な環境保全措置を検討すること。 （ｉ）ルートの複数案 迂回案は，既存道路の活用案と比較して，住居系の利用地域に近接し，自動車排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから，迂回案の採用可否の判断に当たっては，ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。 （ⅱ）構造の複数案 高架案（迂回案も含む。）は，トンネル案と比較して，自動車排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから，高架案の採用可否の判断に当たっては，ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また，トンネル案を採用する場合においても，トンネル坑口や換気塔を設置する場合はその周辺における保全対象への自動車排気ガスの影響を回避又は極力低減するよう検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車排気ガスの影響についても留意する。 また，今後の環境影響評価の手続きにおいて，必要に応じ，調査，予測及び評価を行い，適切な環境保全措置の検討を行う。
（２）騒音	
本ルート帯及びその周辺の地域は，自動車騒音が環境基準を超過している等，複数の騒音発生源により生活環境が悪化している地域であり，本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車騒音の影響を回避・低減するため，詳細なルート・構造の検討に当たっては，以下（ｉ）及び（ⅱ）に特に留意するとともに，方法書以降の手続きにおいては，周辺住居等の立地状況等を踏まえ，特に騒音影響を受けるおそれのある保全対象への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で，予測及び評価を行い，当該ルート帯及びその周辺の地域の自動車騒音の影響を効果的に回避・低減できるよう，適切な環境保全措置を検討すること。 （ｉ）ルートの複数案 迂回案は，既存道路の活用案と比較して，住居系の利用地域に近接し，自動車騒音の影響が大きくなるおそれがあることから，迂回案の採用可否の判断に当たっては，ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。 （ⅱ）構造の複数案 高架案（迂回案も含む。）は，トンネル案と比較して，自動車騒音の影響が大きくなるおそれがあることから，高架案の採用可否の判断に当たっては，ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また，トンネル案を採用する場合においても，トンネル坑口周辺における保全対象への自動車騒音の影響を回避又は極力低減するよう検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車騒音の影響についても留意する。 また，今後の環境影響評価の手続きにおいて，必要に応じ，調査，予測及び評価を行い，適切な環境保全措置の検討を行う。

表 6-1(3)　配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解

国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の見解
（３）地下水・地盤	
本ルート帯及びその周辺の地域は，地下水位が高く，比較的軟弱な地盤が分布している可能性があり，トンネル案を採用する場合は，トンネル工事及び地下構造物の設置に伴う地下水・地盤への影響を回避・低減するため，詳細なルート・構造の検討に当たっては，地下水環境への影響に配慮するとともに，方法書以降の手続きにおいて，当該ルート帯及びその周辺の地域における地質及び地下水位等を適切に把握するために必要な調査を実施した上で，予測及び評価を行い，適切な環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，地下水環境への影響に配慮する。 また，今後の環境影響評価の手続きにおいて，必要に応じ，調査，予測及び評価を行い，適切な環境保全措置の検討を行う。
（４）動物	
本ルート帯及びその周辺の地域には，ニッポンバラタナゴ等の希少な淡水魚等が生息している可能性があり，本事業の実施に伴うこれら重要な動物への影響を回避・低減するため，詳細なルート・構造の検討に当たっては，希少な淡水魚等の生息地の改変や水の濁り等の抑制に配慮するとともに，方法書以降の手続きにおいては，専門家等からの助言を踏まえて，必要な調査を実施した上で，予測及び評価を行い，適切な環境保全措置を検討すること。 また，今後の調査でニッポンバラタナゴの生息が確認された場合は，本事業の実施に伴う当該種の繁殖環境への影響について，調査，予測及び評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，希少な淡水魚等の生息地の改変や水の濁り等の抑制に実行可能な範囲内で配慮する。 また，今後の環境影響評価の手続きにおいて，専門家等からの助言を踏まえて，必要に応じ，調査，予測及び評価を行い，適切な環境保全措置の検討を行う。 なお，ニッポンバラタナゴの生息が確認された場合は，専門家等からの助言を踏まえて，調査，予測及び評価を行う。
（５）廃棄物等	
本ルート帯及びその周辺の地域は，市街地が形成され，住居系の利用地域が近接しており，本事業の実施に伴う発生土等による周辺環境への影響を回避・低減するため，詳細なルート・構造の検討に当たっては，発生土量の抑制に配慮するとともに，方法書以降の手続きにおいては，必要な調査を実施した上で，予測及び評価を行い，周辺環境に配慮するための適切な環境保全措置を検討すること。 また，発生土の仮置き場を設置する場合は，必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって，その設置場所について，住民の生活環境への影響に配慮し，レクリエーション利用の場，土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域を回避する等，周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，発生土量の抑制に実行可能な範囲内で配慮する。 また，今後の環境影響評価の手続きにおいて，必要に応じ，調査，予測及び評価を行い，適切な環境保全措置の検討を行う。 さらに，発生土の仮置き場の設置については，必要に応じ，今後検討する。

第 7 章　配慮書の案又は配慮書についての関係する行政機関の意見又は一般の意見及び都市計画決定権者の見解

7.1　配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見及び都市計画決定権者の見解

一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：平成 27 年 9 月 17 日～10 月 16 日）と都市計画決定権者の見解を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1　一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	住民等からの意見	都市計画決定権者の見解
大気質， 騒音	・車の排気が発生する為に緑を多くしてもらいたい。 ・騒音対策等を検討してほしい。 ・住宅への騒音や排気ガスなどの影響を配慮すべき。 他 12 件	本事業の目的を勘案しながら，大気質等の生活環境に実行可能な範囲で影響が生じないよう配慮して，道路計画の検討を進める。 また，具体的なルートの位置や道路構造等については，これらを決定する段階で，既存の住居等の配置について，実行可能な範囲で配慮して検討を進める。
動物， 植物， 生態系	・自然環境への影響を考えてほしい。 ・自然環境の向上に繋がるような道路を望む。	本事業の目的を勘案しながら，動物等の自然環境に実行可能な範囲で影響が生じないよう配慮して，道路計画の検討を進める。 また，具体的なルートの位置や道路構造等については，これらを決定する段階で，現地調査等を行い，重要な種の分布を把握し，実行可能な範囲で配慮して検討を進める。
その他	・騒音・振動・排ガスなどの問題が出てくるのは必至なので，くれぐれも周囲の住民の意見を尊重してほしい。 ・地下鉄空港線のトンネル建設に伴い，福岡空港周辺の環境が悪化したのであれば，その内容について配慮してほしい。 ・近隣の都市化が進み，自然環境を危惧。自然と都市化の住み分けに重点をおいていただきたい。 ・景観への影響を考えてほしい。 ・これからの福岡の国内，海外との利便性のためには空港および周辺の整備は必要であり，環境や景観等はある程度譲歩すべき。 ・周辺環境への配慮。空港利用者のためだけにならないように。 ・遺跡の保存を行ってほしい。 他 4 件	本事業の目的を勘案しながら，ご意見の内容に必要に応じて配慮して，道路計画の検討を進める。 また，具体的なルートの位置や道路構造等については，これらを決定する段階で，ご意見の内容について，必要に応じて配慮して検討を進める。

7.2 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第 38 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 3 条の 7 に基づき，配慮書について関係する行政機関の意見を求め，福岡市長の意見が，平成 27 年 11 月 9 日に述べられた。

配慮書について関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解は表 7-2-1 のとおりである。

表 7-2-1(1) 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解

福岡市長の意見	都市計画決定権者の見解
1 全体的事項	
事業実施想定区域の周辺は，博多駅と福岡空港との間に位置し主要幹線道路が集中する区域である。その土地利用は主に準工業系の事業所や倉庫などであるが，豊ジャンクション付近等は住居としても利用されている。また，空港付近は多々良川水系の河川や水路が存在する地域であるが，本事業の案によっては地下の掘削を伴うものもあり，河川等の改変工事が想定される。上記の地域特性及び事業特性を踏まえて，詳細なルート・構造の検討を行うとともに，今後の環境影響評価手続きにおいては適切な調査・予測・評価を行うことが重要である。	ルート・構造の検討において，概略計画（ルート）については，複数案の比較評価，市民意見等聴取結果，福岡空港関連自動車専用道路計画策定プロセス第三者委員会の意見及び配慮書手続の状況を総合的に判断し，トンネル案を採用した。 今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，都市計画対象道路事業実施区域又はその周囲における地域特性及び事業特性を踏まえて行うとともに，環境影響評価の手続きにおいて，必要に応じ，適切な調査，予測及び評価を行う。
2 個別的事項	
（1）大気質及び騒音・振動について	
事業実施想定区域周辺の一部には住宅地が存在しており，案2について住宅地とトンネル出入口との位置関係によっては大気質及び騒音の影響が懸念される。また，事業実施想定区域周辺は地盤が軟らかいというデータがあり，案1～案3全ての案について自動車の走行等による振動の影響が懸念される。詳細なルート・構造の検討にあたっては，生活環境に配慮するとともに，方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，生活環境（大気質，騒音，振動）に実行可能な範囲内で配慮する。 また，今後の環境影響評価の手続きにおいて，必要に応じ，適切に調査，予測及び評価を行う。
（2）地下水及び廃棄物について	
事業実施想定区域周辺は地盤が比較的軟らかく地下水位が高いという地域であり，案2については構造物の存在や掘削工事による地下水への影響や土砂廃棄物の発生に伴う影響も想定される。詳細なルート・構造の検討にあたっては，これらの影響に配慮するとともに，方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，構造物の存在や掘削工事による地下水への影響や土砂廃棄物の発生に伴う影響に実行可能な範囲内で配慮する。 また，今後の環境影響評価の手続きにおいて，必要に応じ，適切に調査，予測及び評価を行う。

表 7-2-1(2)　配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解

福岡市長の意見	都市計画決定権者の見解
（３）生物（魚類・植物）について	
事業実施想定区域周辺には，既存文献によると小河川でニッポンバラタナゴやメダカが確認されており，また，最近の調査では，福岡県レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されている水生植物のコガマが確認されている。案１～案３全ての案について，吉塚新川の改変等が想定され河川の改変等によりこれら貴重種の生息・生育環境に影響が及ぶ可能性がある。詳細なルート・構造の検討にあたっては，これらの生物の生息・生育状況の実態把握のための調査を実施し生息・生育環境に配慮するとともに，方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，既存文献等により確認されているニッポンバラタナゴ，メダカ等の貴重種の生息・生育環境に実行可能な範囲内で配慮する。 また，今後の環境影響評価の手続きにおいて，必要に応じ，適切に調査，予測及び評価を行う。
（４）景観について	
事業実施想定区域の周辺は高層建築物が存在せず見晴らしが良い地域であり，新たに高架道路が建設されることによる景観への影響が懸念される。詳細なルート・構造の検討にあたっては，景観への影響に配慮するとともに，検討した具体案の内容によっては方法書以降の手続きにおいて適切に調査・予測・評価を行うこと。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては，新たに高架道路が建設されることによる景観への影響に実行可能な範囲内で配慮する。 また，今後の環境影響評価の手続きにおいて，必要に応じ，適切に調査，予測及び評価を行う。

第 8 章　方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び意見についての都市計画決定権者の見解

環境影響評価方法書を環境影響評価法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 7 条の規定に基づき，平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日まで縦覧に供し，平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 9 月 14 日まで意見を求めたところ，同法第 8 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見は，10 件である。

方法書について環境の保全の見地からの意見及び意見についての都市計画決定権者の見解は，表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1(1)　方法書について環境の保全の見地からの意見及び都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
第 3 章　都市計画対象道路事業の目的及び内容	
3.1　都市計画対象道路事業の目的	
福岡市では，地球温暖化対策として，電気自動車等購入補助やレンタサイクルなどを進めているが，この事業は，この時代の流れに反すると考える。	福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）（方法書時点）において，運輸（自動車）部門に関し，交通流の円滑化も地球温暖化対策の一つとされている。当該対象道路事業についても，目的の一つとして混雑緩和を挙げている。
第 8 章　都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査，予測及び評価の手法	
8.2　選定項目及びその選定理由	
新たな道路を計画されているが，供用後の温室効果ガスの発生量は，どれくらいを見積もっているのか。	温室効果ガスについては，環境影響評価の選定項目ではないため，算出していない。 事業実施にあたっては，照明等の施設の省エネ化等を進め，供用後における温室効果ガス排出量の削減に努める。 また，効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガス排出量の削減に資することから，地域特性を踏まえ，温室効果ガスの排出量削減に留意しつつ，効率的な施工計画を策定するよう努める。
工事中の温室効果ガスの発生量も算出すべきと考える。	

表 8-1(2)　方法書について環境の保全の見地からの意見及び都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
8.3　環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定	
8.3.2　騒音	
道路面の「騒音対策」「雨水吸水対策」をお願いする。	自動車の走行に係る騒音の影響について，適切に調査，予測及び評価を行ったうえで，事業者の実行可能な範囲で環境影響を回避・低減するための対策について検討した。 なお，雨水吸水対策については，事業実施段階において検討する。
夜間工事は絶対に実施しないでほしい。生活をしているため，安眠，睡眠妨害をしないでほしい。 工事現場の騒音としては，重機の音，作業員の声，車輌エンジンの音，小工事器(スコップ，クワその他)投落時の音，工事に必要な資材の積み落し時の音がある。	建設機械の稼働に係る騒音の影響について，適切に調査，予測及び評価を行ったうえで，事業者の実行可能な範囲で環境影響を回避・低減するための対策について検討した。 なお，施工計画については，関係機関等との協議を踏まえて，周辺の交通や環境の状況などに配慮する。
その他	
空港周辺地域の温室効果ガスが増え，都市災害となる集中豪雨の発生頻度が増え，トンネルの浸水対策費用が増える可能性についての検討をお願いしたい。	ご意見の内容は，環境影響評価法で対象としている環境要素とは異なることから，調査，予測及び評価の対象外と考えている。 なお，いただいたご意見は，事業実施段階での検討における参考とさせていただく。
道路周辺の中央分離帯及び周辺歩道上には落葉しない「樹木」,四季咲く「花の木」といった植物を配置してほしい。	
現在の空港口交差点より福岡空港まで歩道を設計してほしい。	
建物に損傷が発生しないように工事設計をお願いする。	
吉塚 4 丁目の付近の車道を横断している農水路の上を，バスなどの重量の大きい車輌や，スピードを上げて走行する一般乗用車が通過する際，車輌のバウンドにより，音と振動が発生する。 車道を横断している農水路の上の舗装工事で段差が発生しないような設計をお願いする。	

第 9 章　方法書についての県知事意見及び意見についての都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 10 条第 1 項に基づき，福岡県知事の意見が平成 28 年 12 月 8 日に述べられた。

方法書について関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解は表 9-1 のとおりである。

表 9-1(1)　福岡県知事意見と都市計画決定権者の見解

県知事意見	都市計画決定権者の見解
1．全般	
「環境影響評価」（調査，予測，評価及び環境保全措置の検討）に当たっては，福岡市環境配慮指針の活用や，学識経験者等の意見を聴取するなど，最新の知見及び情報を幅広く収集することに努め，これらを適切に反映することにより，その精度を確保すること。	「環境影響評価」（調査，予測，評価及び環境保全措置の検討）に当たっては，福岡市環境配慮指針の活用や，必要に応じ学識経験者等の意見を聴取し，最新の知見及び情報を幅広く収集することに努め，これらを適切に反映することにより，その精度を確保するよう努めた。
事業実施区域の周辺においては，福岡空港滑走路増設事業が実施されていることから，当該事業と本事業による複合的影響について検討し，必要に応じ環境影響評価に反映すること。	準備書の作成に当たっては，福岡空港滑走路増設事業の工事の実施状況等を把握したうえで，本事業との複合的影響を検討し，極めて小さいことを確認した。
調査・予測・評価の具体的な方法については，今後検討することとなる道路の線形や構造，工事計画の特性を踏まえ，適切に設定するとともに，準備書に分かりやすく記載すること。	調査・予測・評価の具体的な方法については，道路の線形や構造，工事計画の特性を踏まえ，必要に応じ学識経験者等の意見を聴取して，予測地点等を適切に設定し，予測位置を示すなど，その内容を第 11 章に記載した。
次項以降で述べる生物の生息・生育の状況や交通渋滞については，先行して調査・検討を行い，その結果を踏まえて道路線形や地下掘削の工法等を検討することにより，それらの影響をなるべく回避又は低減するよう努めること。	道路線形や地下掘削の工法等の検討に当たっては，生物の生息・生育の状況や交通渋滞についての調査結果等を踏まえ，環境への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めた。

表 9-1(2)　福岡県知事意見と都市計画決定権者の見解

県知事意見	都市計画決定権者の見解
2．騒音	
事業実施区域の周辺には，道路交通騒音が環境基準値を超過している地点があり，中高層の住居も存在することから，騒音について予測，評価及び環境保全措置の検討を行う際には，既存の主要道路における道路交通騒音の影響を含めるとともに，必要に応じて高さ方向にも留意すること。	自動車の走行に係る騒音の予測，評価及び環境保全措置の検討に当たっては，既存の主要道路における道路交通騒音の影響を考慮するとともに，高さ方向についても予測，評価及び環境保全措置の検討を行った。
3．水質，地盤（地下水環境）	
事業実施区域周辺は地下水位が地表面から２ｍ程度と高い地域であり，地下掘削工事の影響やトンネルの存在・供用の影響を受けやすいと考えられる。また，地下掘削工事の深さやトンネルの位置によっては被圧層の地下水にも影響を及ぼす可能性がある。これら工事等に伴う地下水位や流況への影響について，適切に予測，評価及び環境保全措置の検討を行うこと。	工事等に伴う地下水位や流況への影響については，地下水位や地下水の利用状況等の調査を踏まえ，適切に予測，評価及び環境保全措置の検討を行った。 なお，地下掘削工事の深さやトンネルの位置においては，被圧層の地下水は確認できなかった。
地下掘削工事の工法によっては濁水が発生し，周辺環境へ流出する可能性がある。更に地盤が比較的軟らかいため，土壌凝固剤の使用も想定され，水質の変化が生じる可能性もある。これら水質に与える影響について十分に調査し，必要に応じ適切に予測，評価及び環境保全措置の検討を行うこと。	工事中の濁水の影響については，適切に調査，予測及び評価を行い，環境保全措置を検討した。 また，地質の状況によって，土壌凝固剤を使用する場合は，適切な措置を講じ，周辺の水質への影響を可能な限り回避又は低減するよう努める。

表 9-1(3)　福岡県知事意見と都市計画決定権者の見解

県知事意見	都市計画決定権者の見解
4．動物，植物，生態系	
事業実施区域周辺では地域を特徴づける生態系が確認されている。既存文献によると，河川等において，ニッポンバラタナゴ，ツチフキ，メダカ，コガマ等の希少な動植物種の記録がある。河川にあっては，その改変や水質の変化の影響を受けやすい下流域において，調査範囲を拡大すること。また，湿地（吉塚新川の治水対策として整備された遊水地）にあっては，その他の希少な動植物種が生息・生育している可能性があることから，詳細に調査するとともに，必要に応じて調査範囲を拡大すること。	河川における動植物の調査範囲については，工事の影響を受ける可能性がある下流域（水質の調査地点付近）も含め設定した。また，湿地（吉塚新川の治水対策として整備された遊水地）については，希少な動植物種が生息・生育している可能性があることを踏まえて詳細に調査するとともに，湿地の環境については，適宜，調査範囲を広げて調査を行った。
調査により確認された希少な動植物種については，河川や湿地の改変や，上記２に記載する地下水及び水質への変化にも留意し，その生息・生育環境を含め，適切に予測，評価及び環境保全措置の検討を行うこと。 特に，福岡県レッドデータブック２０１４において絶滅危惧ＩＢ類に指定されているニッポンバラタナゴの生息が確認された場合には，その繁殖環境について十分に配慮し，環境保全措置の検討を行うこと。	調査により確認された希少な動植物種については，河川や湿地の改変，地下水及び水質の変化に留意し，その生息・生育環境を含め，適切に予測，評価し，環境保全措置の検討を行った。 なお，現地調査においてニッポンバラタナゴの生息は確認されなかった。
5．景観	
高架橋の橋脚，高架橋からトンネルへの移行地点における高架橋の擁壁，トンネル坑口の側壁については，その構造形式によっては市街地での身近な景観に対する影響が考えられる。このため，景観に係る環境影響評価において，都市景観の観点を含めること。	高架橋の橋脚などにより，市街地での身近な景観に対する影響が考えられたため，適切な地点を現地踏査により把握したうえで，都市景観の観点を含め，予測，評価を行った。
6．廃棄物等	
本事業で生じる建設発生土については，埋立ての資材として利用することによる土壌や地下水環境への影響を防止する観点から，その安全性を確保するため，事業実施区域における土地の使用履歴を調査するとともに，必要に応じて，その調査結果を予測，評価及び環境保全措置の検討に反映すること。	本事業で生じる建設発生土については，埋立ての資材として利用することによる土壌や地下水環境への影響を防止する観点から，その安全性を確保するため，事業実施区域における土地の使用履歴を調査し，問題がないことを確認した。

表 9-1(4)　福岡県知事意見と都市計画決定権者の見解

県知事意見	都市計画決定権者の見解
7．その他	
事業実施区域の周辺においては，住居が存在することを踏まえ，道路の線形や構造，工事計画を具体化するに当たっては，住居への環境影響をなるべく回避又は低減させるよう努めること。	道路の線形や構造，工事計画を具体化するに当たっては，事業実施区域の周辺における住居の分布状況を踏まえ，環境への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めた。
本事業に係る工事は，交通渋滞が平時から発生する地域において実施されることから，その工法によっては，工事の際の車線規制等により交通渋滞が悪化し，大気質や温室効果ガス等に係る影響が生じる可能性がある。これらの影響をなるべく回避又は低減するため，交通渋滞の発生抑制に十分配慮して，具体的な工法を検討すること。 なお，交通渋滞を回避するために夜間に工事を行う場合には，周辺の住環境に十分配慮すること。	事業実施にあたっては，照明等の施設の省エネ化等を進め，供用後における温室効果ガス排出量の削減に努める。 また，効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガス排出量の削減に資することから，地域特性を踏まえ，温室効果ガスの排出量削減に留意しつつ，効率的な施工計画を策定するよう努める。 なお，夜間に工事を行う場合には，周辺の住環境に十分配慮するよう努める。
地下掘削工事に伴い，既存道路の陥没等の重大な事故が万一生じた場合には，事業実施区域周辺における生活環境や自然環境に甚大な影響が及ぶことが懸念される。このため，地下掘削工法の検討に当たっては，安全性の確保に十分留意すること。	工事の実施に当たっては，事業実施区域周辺における生活環境や自然環境に影響が及ぶことがないよう，地下掘削工法の検討に当たっては，安全性の確保に十分留意する。
工事の実施及び道路の供用に伴い，温室効果ガスの排出が考えられるため，その削減に取組むこと。	事業実施にあたっては，照明等の施設の省エネ化等を進め，供用後における温室効果ガス排出量の削減に努める。 また，効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガス排出量の削減に資することから，地域特性を踏まえ，温室効果ガスの排出量削減に留意しつつ，効率的な施工計画を策定するよう努める。